

議案第51号

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例
の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例を制定すること
について

石岡市特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の臨時特例
に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により議会の議決
を求める。

平成28年3月29日 提出

石岡市長 今 泉 文 彦

提 案 理 由

副市長の給料月額の減額率を改めるため。

改 正 要 綱

副市長の給料月額を平成28年4月から平成29年3月までの間、5パー
セント減ずることとするもの。

石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例の一部を改正する条例

石岡市特別職の職員で常勤のものゝ給与及び旅費に関する条例の臨時特例に関する条例（平成28年石岡市条例第9号）の一部を次のように改正する。

本則中「20パーセントを減じた額」を「市長は20パーセント、副市長は5パーセントをそれぞれ減じた額」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。